

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（情報政策課）	19
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業支援課）	19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	20
<b>道収用委員会告示</b>	
○裁決手続開始の決定……………	20
<b>道公安委員会告示</b>	
○行政不服審査法による公示送達……………	21

**告 示**

**北海道告示第354号**  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。  
平成21年5月8日  
北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子調達サービス利用契約 一式
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社HARP  
(2) 住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号
- 随意契約に係る契約金額  
89,712,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

---

**北海道告示第355号**  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。  
平成21年5月8日  
北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社HARP  
(2) 住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号
- 随意契約に係る契約金額  
235,200,000円（うち北海道契約額46,681,000円）
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第356号**  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。  
平成21年5月8日  
北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
北海土地改良区	幌向ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	一の沢頭首工	同
同	朝日頭首工	同

北海道土地改良区 金子頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

**北海道告示第357号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年5月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**道 収 用 委 員 会 告 示**

**北海道収用委員会告示第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年5月8日

北海道収用委員会会長 川村 昭 範

- 1 事 件 名 平成21年（収）第3号一般国道391号改築工事（釧路町改良工事・釧路町中央地内）収用事件
- 2 起業者の名称 国土交通大臣
- 3 事業の種類 一般国道391号改築工事（釧路町改良工事・北海道釧路郡釧路町字別保原野地内から同町中央9丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種 類
釧路郡釧路町中央2丁目	9番	宅地	848.25	848.26	398.74	工匠建設株式会社	北海道釧路市芦野三丁目1番24号	株式会社 日本政策金融公庫 ただし、登記記録上は中小企業金融公庫（取扱店 釧路支店）	東京都千代田区大手町一丁目9番3号	平成17年10月17日・第15732号	抵当権
釧路郡釧路町中央6丁目	17番	原野	525	525.93	195.98	加藤 武	釧路郡釧路町中央6丁目17番地	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日  
平成21年4月24日

## 道 公 安 委 員 会 告 示

### 北海道公安委員会告示第51号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項ただし書及び第3項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成21年5月8日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

#### 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 異議申立て時の住所 札幌市中央区南1条東3丁目1番1-901号

(2) 異議申立人 小沼邦洋

#### 2 公 示 事 項

異議申立人が、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成21年2月6日（郵便の消印日同年2月5日）付で当公安委員会に提起した異議申立てについて、当公安委員会は、同年2月18日付で決定をしたが、異議申立人に決定書の謄本を送付することができない。よって、当該決定書の謄本は、当公安委員会（北海道警察本部警務部監察官室）で保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

#### 正 誤

○平成21年3月27日（第2062号）

北海道告示第220号（道路の区域の変更及び供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
80	右	9から10まで
誤	後	<u>10.90m</u> から <u>752.96m</u> 二 <u>27.45m</u> まで
正	削除	

